

聯立大學が新學部を設立しようとする際には、直接にそれを決定すべきかどうかに関して、委員の間に意見の相違があつた。併し、かくの如き、又其の他の問題は、この大學の設立せらるゝ時、評議會の手に委ねらるべきものである。

此の提案は、教育の歴史を知る者には、何等斬新な、無類とせられることは無いだらう。その根本の特徴としては、これはオックスフォード大學が構成されたと同じ計畫である。此大學は、獨立した分科大學の群があつて一綜合大學に聯合し、廣大なボドレイアン圖書館に依つて組合關係を結成して居る。各大學は夫々獨立に存在して居るが、各個の生命は大學の生命に融合して居る。此の計畫は數世紀に亘つてよく調和して發達して來た。各分科大學は、綜合大學に對し、いづれも忠誠を抽んでつゝある。此と同一な聯立計畫はトロント大學にも實現された。そこでは數教派の各大學が其持分を聯立大學に包和せしめたのである。オックスフォード及びトロントのそれと、日本のそれとの間には、若干の重要な差違がある。英國並びに加奈陀の大學では、各分科大學が密接に集合して居るのに反し、日本では各構成要素が東京市の各區のみならず、帝國の處々方々に分散して居る。此は計畫の實行に困難を感じる點であるが、然しながら成功を妨げるべきものではない。勿論、英國と日本とは、大學を組織する法律的條件に差違があるが、現在の各學校が、より大なる利益の爲め協力せんとする熱心次第で、それらの相違の事情には對應し得らるゝであらう。

此提案の計畫通り、聯立の基督教主義大學が創設されるとして、その經營には大した資金の必要はない。併し、種々の學部のため巨額な基本金が必要である。その基本金は評議員會で保管するか學部の屬する各學校で保管するか、それは如何様であらうと、適當な基本金なしには、大學の經營は出來ない。これは東西兩洋とも同じことである。大學教育はうまく行つても經費のかゝるものである。併し、經營宜しきをうれば、投資に値するものである。

委員は、各學校の設備、或は聯立大學の基本金に必要な資金の額を計算しやうとは努めなかつた。かゝる計算は、慎重になされねばならない、それには長い期間がかゝる。制限された時間には、出來なかつたのである。併し、委員は、此の提議の計畫が成功すべきものとすれば、日本及びアメリカの篤志の友は、速に巨額の相當な資金を提供せらるゝことだらうと信ずる。委員は、世界不景氣の今日は、巨額の寄附金を訴ふべき時でない事を承知して居る。けれども、一天晴れ渡り財界好轉の曉は、かくの如き基督教主義大學の日本に有用なることを認むる日本の篤志の人々、及び最近、近東及び支那の大學に、著大の寄贈を爲した米國の篤志の人々は、これを日本の爲に繰返し、共にこれを提供せられんことを、委員一同は切望するものである。

## 第八章 官立學校の學生

### 一、大なる好機會

委員に委囑せられた諸問題中の一つに、「官立及び私立學校に於ける宗教教育、宗教的陶冶及び生徒の一般的世話に就いてプログラムをすすめる事の可否」といふ問題がある。

日本には、官私立の専門學校や、大學が殆んど無數にあつて、在籍生徒の數も極めて多い。例へば帝國大學は五つあつて、殆ど二〇、〇〇〇名の學生を有して居る。私立大學の政府に認定されてゐるものは十九あつて、約三〇、〇〇〇名の生徒がある。商科及び醫科の官立大學は六つで、六、〇〇〇名以上の學生がある。加ふるに多くの専門學校及び工業學校があつて、其の學生數は優に數千に及んで居る。

此所に主として男子學生の大群がゐて、將來日本に於ける、羽振の利く地位を得やうと教養をつんで居る。此所に、教會にとつて廣大無邊の、而も殆ど未着手の傳道區域があるのである。教會は自身の學校に於ける比較的少數の學生を導く爲には、年々巨額の資金を費して居るが、併し、數萬を以つて數へられるこれ等官學の學生の思想及び生活に感化を及ぼす爲には、殆ど何物をも費して

居ないのである。

### 二、既に實行されて居る奉仕

委員は、此の状態に批評的精神を以つて注意をするのではない。何となれば、長年の基督教國に於いてすら、教會は、最近に至つて、漸く此の好機會を捉へる必要を悟り、大學生等に、何等かの方法で、傳道しつゝある事を、委員は知つてゐるからである。けれども、今やアメリカの教會は、此の問題に對し、大がかりな有効な方法を講じつゝある。ウエストミンスター財團、ロジャヤー・ウィリアムス財團、ウエズレ財團、ニューマン俱樂部等を通じ、寄宿舎、學寮、學生教會等を通じて、大學附牧師及び幹事等の手を通じて、又種々の基督教團體の運動を通じて、新舊兩派の幾多の教會は官私の大學に在籍する多數學生に奉仕せんと努めて居る。教會は、此の事業が必ずしも百パーセントの成功を収めなくても、最も重要にして、成果多き傳道の一つであると云ふ事を認めてゐる。

日本に於いても、同型の傳道が大なる收穫をもたらし得る證據が無いでもない。東京の早稲田大學に連接して設けられたスコット會館は、かゝる事業の優秀性と價値とを表彰して居る。此所では、大學に近接した其の構内に、二五名の學名を收容する寄宿舎があり、教育的、娛樂的、及び宗教的活動の設備をした。大きな建物と生徒監督の住宅とがある。此所では、學生に奉仕するといふ見地

で、諸種の活動が行はれてゐる。その活動は、すべて基督教の精神は、非利己的奉仕の精神であるといふ事を學生に信ぜしめんとする方法で、實行されてゐる。年々、多數の學生が、指導者の感化を受けて居り、數年の間に、それらの多くは基督教の理想と信仰に歸依するに至り、此の事業は割合に僅少の經費で實行されてゐる。

此の一例だけが、日本に於いて大學生を導く爲め行はれてゐる努力ではない。最近二、三十年の間に、男女基督教青年會は、十數個の寄宿舎を官立専門學校並に大學の附近に建て、其を經營して満足な成績を擧げてゐる。他の教派、並に諸派共同の機關が、同様の奉仕をなし、此種の傳道の可能性の多大な事を證明してゐる。校外傳道の可能な事は、仙臺の帝大附屬病院の看護婦に對して、同地の一基督教主義學校の宣教師が個人的に爲した事業の成績でもよく示されてゐる。かゝる校外傳道は、基督教の感化を擴大し、基督教の眞精神を表明する貴重な手段として推奨されるものである。

ウエストミンスター財團は、暫く前から、東京一一〇、〇〇〇人の學生の間に働く一宣教師を有して居る。最近、アメリカの各大學に在るウエズレ財團は、學生事業に經驗ある一人を後援して日本へ送ることになつた。其の人は日本のメソヂスト教會に頼つて、學生間の仕事を計畫しつゝある。彼の傳道は東京に於いて、此の大教育都市の幾つかの大グループの中心となるであらう。彼は東京の有

力な數個の教會に於いて活動を初めて居る。目下の所、彼自身の家を、その仕事の中心點として、學生を歓迎し、學生は、他國にもある類似の家庭と同様の快樂を覺えて出入しつゝある。

これ等の總ての事は、日本基督教會の活動を待つ奉仕の最も重要な方面を指し示すものである。廣い門戸が開いて居る。方法宜しきを得れば、此の種の傳道は、來るべき日本の指導者に、基督教の理想と精神とを會得せしめる點に於いて、大なる收穫を齎らすであらう。

委員は、此等の可能性の證現により、此の種の傳道を大規模に、而も各派間の競争なしに開始されん事を、日本の教會及び傳道局に推奨するものである。教會は、これ程、基督教の精神を發揚し、著大の効果を期待し得る新事業を他に企つる事は出來ないだらう。

## 第九章 日本に於ける基督教々育の地位

### 一、基督教諸學校の實質的地位

「日本基督教々會のプログラムに於いて、教育の占むる地位は何程の重要性ありや」と往々質問される。其は何れの國に於いても問はれるのであるが、此質問は他の國々に於けるよりも日本に於いてより適切である。基督教運動の初期に當り、國民教育の普及してゐなかつた其の初世期に當り、

基督教主義學校が、どうして重要な要素と見られたかは容易に理解し得らるのである。然しながら、政府が教育の大計畫を建て、國內到る處總ての兒童のため學校を設け、爾來六十年間に、日本は世界一の文盲者の少い文化の國となつたと云はれる今日に當り、何故基督教會が、教育の事に關心しなければならぬか、これは慎重な考慮を拂ふべき問題である。

確に、數十年前に基督教主義學校を設立しなければならなかつた當時の理由は、最早や今日の理由とはならぬ。國民に對し教育の志望を刺戟する必要は少しもない。帝國の兒童は、六年制度の初等教育を受け得るばかりでなく、それを學ばねばならぬ義務と爲されて居るのである。教育に對する熱心は國民の胎内に扶植されて居る。その標準を議する必要は最早や少しもない。日本政府は、教育の理想と方法に關し、廣く世界各國の夫を探究し、その官公立學校の設備標準は、私立諸學校の大部分の夫等を凌駕して居る。單に高等教育の門戸擴大のため、教會がそれに盡力するといふ必要も最早や無い。なぜなら、高等學校の入學志願者の數が、入學を許可せらるゝ者の數より、遙に超過して居る今日、中學教育の機會を廣めることが日本に幸福を齎らすことになるかと問題が起つて居る今日であるからである。昔は基督教主義學校の設立の必要があつたであらうが、今日に於いては、その繼續を正當とする根本の理由が別になければならぬ。

且、基督教會が「更にもう一箇の學校を」設置せねばならぬと云ふ正當な理由のない事も明白で

ある。日本は現に深刻なる不況に會し、その教育制度の擴張に困難を來してゐる。が併し、財界の好轉次第、政府が、初等教育のみならず、各種中等教育の擴張計畫をも促進されるであらう事は疑ひない事である。それ故、基督教會にも、政府が設けると同様の中等學校を設ける機會はあるにはあるが、その機會は、學校の急速なる地方化によつて證せらるゝ如く、又その入學志願者の減少する豫測からして、確に減退するのである。「更にもう一箇の學校を」設置する事は、教會の責任ではなくなり、又その機會も、間もなく、無くなるであらう。基督教主義學校は、政府の學校以上の何物かを有するに非ざれば、繼續し得られなくなり、又その存在を是認せしむる理由がなくなるであらう。基督教學校は、官立學校の提供する以上の何物かを提供せねばならぬ。

## 二、傳道機關としての學校の存在理由

然らば日本の基督教主義諸學校の存續を是認せしむる理由は何であらうか。疑ひもなく、斯の如き學校の大部分は、その初め、傳道機關として創立されたものであつた。宣教師は國民の心境に又家庭に、その門戸の開放を求めたのである。彼等は、日本人の注意が兒童教育の上に存する事を認め、そして學校が此の傳道の門戸を開くであらう事を信じたのである。それは、教會が、今日多くの幼稚園を維持してゐると全く同じ動機である。此の目的に對しては、幼稚園は、充分に正當な

理由がある。他の基督教主義學校も亦同じ根據に於いて正當な理由がある。彼等は年々多くの家庭と接觸の道を開いて居る。これらの通路が絶えず利用されてゐるかは別の問題である。

然し、それらの動機以上に、これら諸學校の大部分は直接の傳道機關である。校長は、明確に此の目的を胸中に藏し、且、學校の殆んど總てのプログラムは、學生をして、基督教の眞理を理解し、承認せしむるやうに指導せんとする方針を以つて作られてゐる。

此の目的を達成する事に、或る學校は、他の學校よりも優つてゐる。最近五ヶ年間の報告によると、基督者となつた卒業生の平均は、大學に於いて一八%、専門學校に於いて二六%、女子専門學校に於いて六九%、男子の中學校に於いて三〇%、女學校に於いて四九%であつた。ある學校に於ける率は非常に低いが、ある學校では殆んど一〇〇%に及んで居る。實際これらの學生は、入學當時殆んど基督者でなかつたのである。それを記憶すれば、此の證明の結果は全く申分ないものである。ある學校に於いては、決心させる爲に學生に對し往々強制し過ぎた非難がある。が、それを充分承認するとしても、以上の數字上の結果は略々期待された所であるらしい。日本で最大なる教派の、一年間の受洗者の四六%は、所屬學校の學生であつたと報告して居る。

餘り多くの意義を、この決心者達に認めてはならない。これら青年の大部分は、非基督教の環境から來つて、長くも五、六年間基督教學校に留まつたに過ぎず、又彼等の多くは、舊新何れかの非基督教の環境の中に歸つて行く事を記憶せねばならぬ。それ故、日本に於ける基督教の教勢の實際は、これら基督教學校で毎年増加する受洗者の數を加算して計ることは出来ない。然しながら、これら諸學校の存在理由を、その傳道機關としての收穫の上には認せしむることは疑ひを容れない。恐らく神の國運動の信仰的集會を除いては、これら基督教諸學校が、得て居る程、傳道上の收穫を得て居る機關は日本にあるまい。

これら決心者の大部分は、十四歳から十九歳まで、未熟の時に決心するのであるから、學校は、彼等の將來に對應すべき諸種の問題を基督教的に處理し得るやう、基督教の眞理を深く訓練してゐない。それなのに、基督教會は、これら青少年の基督者の教養を繼續してゐず、これら青年に、基督教運動のため有用な永久の位地を發見せしめやうと助けてもゐない。これらの不足を認めねばならないが、それでも基督教主義學校は、眞理の光りに感じ、眞理に隨つてその生活の第一歩を踏み出す青年を、教會が堅固の基督教的社会を涵養せんとするに最上の構成材料である數百の青年を、毎年送り出しつゝあるのである。

### 三、扶植機關としての學校の存在理由

然しながら以上に引用した數字文で、基督教主義學校の價値を、單なる傳道機關としてのみ正確

に判断することはできない。基督教の進歩に對する時々観察者は、日本に於ける基督教會の現状をみて疑もなく大いに失望するであらう。有力な著名な教會は少く、それは大都會に僅か存するだけで、大多數の教會は小さく、微力である。集會は貧弱で空疎である。若し教會の勢力によつて基督教の力を判断するならば失望する外はない。

地方的機關としての基督教會は、未だ日本化してゐない。今後の日本に、歐米諸國に知られて居る如き國民的教會成り立つことになるか否かは甚だ疑はしい。歐米の教會の如き、或はその團體的禮拜の如き風を特色づけるやうな傾向は、此の國の宗教歴史には曾て無かつたのである。何れの村落にも佛教寺院や神道の神社はあるが、我々の教會や集會と比較するやうな組織立つたものはこれらの寺院にはない。人々は、屢々寺院に參詣するが、個人か又は家族で行く。團體禮拜は知られてゐない。祭禮には大衆が集ふけれど、團體的禮拜を暗示する何ものもない。日本人の生活は家族を中心として營まれてゐる。人々のすべての興味や活動は家族中心であり、それは組合でもなく、聯合體でもなく、共同體でもない。それ故に彼等の宗教歴史や習慣には、教會や團體禮拜に於けるが如き事を暗示するものは何もないのである。教會が強大でなく、禮拜時間に會堂に足を踏み入れる者が常に失望を感じるのは、この理由の爲である。

斯く言ふは、教會が將來強大にならないと云ふのではない。事實、頗る有力な教會も若干はある。

日本の社會機構に一大變化が到來しつゝあるのである。家族主義は弱められつゝあり、個人主義の主張が増加しつゝある。その進展するにつれ、家族以外の團體が形成されつゝある。その進むにつれ人々は社會有機體としての教會に轉じ、教會の中に個人主義が接合さるゝことゝなるであらうが、然し教會は日本人の實際的要求に副ふ徴候を未だ餘り示してゐない。

かゝる理由で、日本に於ける基督教の勢力は、教會或は禮拜者の數により判断し得ない。日本國內には、どの教會にも參加しないが、その個人生活や家族生活に於いては、基督教の精神理想を受入れて居る者が無數にあるのである。彼等は、受洗とか、教會員になるとか云ふ事の必要を少しも認めないが、總ての眞實な標準によつて、彼等は基督者といへる。日本に於ける基督教運動の勢力は、此れ等の無數の人々を數としては勘定に入れなくも、その勢力を加算することにより始めて計り得らるゝであらう。

此の無數の基督者の團體を創造する最大の要素は基督教諸學校である。彼等の卒業生は全國に散在して居る。彼等の多數は受洗しなかつた。彼等はかゝる儀式の重要さを會得しなかつた。彼等の多くは家族の反對で落伍した。彼等の多くは、彼等の町々で、もがく小團體の基督教會を知つたのである。それらの教會では知識的にも又靈的にも何物をも與へられない事を見たのである。それ故に彼等は、その背後に有する長い宗教歴史の背景から、基督教をも、個人的問題としては取入れ、決

してどの教會でも受洗しなかつた。學校が、基督教の組織的表現をして、教會の重要性を理解すべく、彼等を指導すべきであつたと主張するは容易の事である。けれども日本の基督教が、その他の方向に有効な表現方法を見出したことも亦可能の事である。故に、その存在を是認する理由ありやなしやを、問題とする基督教主義學校の全評價に就いては、基督教信仰の理想と主義とを社會に扶植せしむる此種の效果的な奉仕に注意しなければならない。基督教思想を普及する效果に於いて、これらの諸學校に比較すべき他の機關は、今日の日本には無い。これらの諸學校を閉鎖することは、基督教運動の最も有效なる機關を失ふことになるであらう。

日本の基督教は、生活の様式と云ふよりは、寧ろ教理の體系であると云はれてゐる。即ち基督教の信者となるといふことは、彼が理想の團體にその生活を委ねると云ふよりも、寧ろ思想團體に同意を與へたといふ意味であると言はれる。それが孰れであらうかに就いては、委員は判断すまい、若しそれが眞實であるとすれば、その理由は多分、基督教が個人關係のものである様に見え、そして、福音の社會連帶性が深く注意されてゐない様に見ゆる所に起因するであらう。歐米で「社會的福音」と稱して居る意味は、東洋では未だ重視されてゐない。歐米の「社會的福音」は、言ふまでもなく、それは、信者が本當の家族的社會を作るといふ基督と其使徒等の大理想を意味して居る。が、歐米諸國は東洋に石を投ぐることを得ない。何となれば、歐米諸國がこれらの社會連帶性を發見し初め

たのは、こゝ數十年の事で、その大部分には未だそれを受け入れてゐない所があるからである。過去幾世紀間の基督教は殆んど決定的に個人主義であつた。基督教の新しい社會連帶性が日本に根付いて來た時には、學校で「教理をうけ容れた」全國に散在する多數の男女は、日本人の生活を改造する上に非常な勢力となるであらう。我々は此の報告の他の部分で、日本の基督教運動に、高等教育を受け且つ思想界の指導者として遜色なき各種の職業にある平信徒の有力なる團體が、頗る重大性を有することを指摘して置いた。最近に至る迄、基督教は日本の知識階級中に最大の進出をなしてゐる。これは運動の強味であると同時に弱味である。最近、神の國運動により、この國全體に、一般の民衆に、基督教の使命を傳へんと大いに努力されてゐる。最も望みある成果がこれらの努力に伴ひつゝある。これらの努力が尙數年繼續される事を望む。一般の民衆は懸念に福音を求めてゐるのである。

他面に於いて、若し知識階級に進出することを得なければ、日本に於ける基督教の發展は非常に遅延するであらう。彼等は常に最も有力なる階級である。彼等は學校を經由しなければならぬ。明日の日本の思想界の指導者たるべき人々は、今日の、學校に在る者である。若し彼等が、いつか基督教徒となるなら、其は學校にゐた時の感化によるか、或は在學中に植付けられた種の結果したものであらう。この重大な意義のある事實の故に、基督教學校は、基督教を學生に強制するのではな

く、學生をして喜んで受け容れしむるため、彼等が爲しうる、又なすべきあらゆる努力を拂ひつゝあるか否かを絶えず反省してをらねばならない。更に又卒業生が「正義の行はるゝ新天新地」を開拓する爲めに、熱心に献身する様に、彼等に基督教を理解せしめ得たかどうかを自問せねばならぬ。

それ故に學校の重大性を評價するには、數のみでなく、結果の質を考量することが必要である。最近に基督教を受入れた國で、日本の如く速かに感化を及ぼした所は何所にもない。これは基督教が學校を通して働き、有力な人々を收め得た事實によるものである。

#### 四、人格建設の機關としての基督教學校の存在理由

委員は既に教育が「もう一箇の學校を」更に設立する理由のない事を指摘した。若し我々の學校が單に官立學校の重複であるならば、その存続は少しも意義はない。彼等は若干の點に於いて官立學校に劣ると見られねばならない。學校の設備は遙に劣つて居る、入學生の質の劣つて居ることも承認しなければならぬ。高度の俸給を支拂ひ且つ多額の退職手當を準備し得る官立學校は優秀な教師を雇ひ得るに定まつて居る。

これらの事實は明かに承認されて居る。それ故、基督教主義學校が、その不備を補ふ別段の價値を備へなければ、その存在は、最早や正當視されない譯である。

然しながら基督教主義學校は、これらの價値を人格建設といふ形で備へて居る。これ亦既に承認されて居る。長い間、これらの學校は、非常に不利な地位に置かれたのであるが、形勢は全く變化した。近來の文部省は斷然友誼的である、基督教主義學校が人格教育に於いて立派な成果を収めてゐる事實を認識したからである。

文部當局は自己の學制の成果につき甚しく懸念して居る。彼等は、日本の教育者に對する最近の訴への中に告げてゐる、即ち、

「今日我が政府及び國民は精神的に、道德的に、心理的に重大な危機に直面してゐる。財界亦然り。「世界大戰の影響を受けて、歐洲の思想及び流行は國內に瀰漫し、大戰の國家的反動は、祖國日本に波及し、國民生活にも驚くべき影響を及ぼしつゝある。一面に於いて青年は自暴自棄となり、今迄知られなかつた享樂生活に耽り、他面に於いては急進思想と唯物哲學とが多くの支持者を得つゝある。」

「怠惰な、贅澤な、無法な、生活様式に墮する傾向が數年間続き、そして全世界を擧げての財界不況が、我國に於いても重大な問題となつてゐる。一般公衆はこれが一時的狀態でなく、その禍根は非常に深く、對策は容易に發見され得ない事を悟つてゐる。それは全國に深い暗影を投げて居り、



前途は暗澹たるものがある。それ故に我々は現在こそ眞の危機であると指示しても決して誇張ではない……。

「組織的團體運動は、ばら／＼な個人的努力よりも局面打開に力がある、我々は同志を糾合しなければならぬ。文部省は、民間有志の援助と教育團體の協力を得、國難救済の一大運動を起さんとするのである。この運動を次の諸點に集中することは賢明であらう。(一)日本國民の根本的特質の闡明。(二)開明されたる愛國心の喚起と國民の知力及び精神力の發揚。

#### 「道徳的並に知的教養を増進する絶好の機會

「……若し我々の宣言に諸君が共鳴し、従前の努力を倍加して、鞏固な性格を養成し、國民性に基く節制と勤勉を奨励せらるゝなら、我々の主義を裏切り、國威を毀損する如きことを爲す者は無くなるであらう。かくて吾々は國家に大なる貢獻をなす事ができる。今こそ道徳的並に知的教育の榮譽を高める時である。

x x x x x

「道徳的並に知的教育の好結果は、指導の地位にある者の優れたる人格、威嚴、學識、徳、崇高なる精神及び大度を通してのみ望まれるものである。」と。

こゝに帝國內のすべての徳育團體に對する大なる挑戰がある。國民の道徳的向上に何等か貢獻せんとする人々は、今や此挑戰を敬遠する事は出来ない。

基督教學校は如何。多數の指導者の證言によれば、これら基督教主義學校は、人格ある男女、信用し得る青年を送り出し、その人々は、その廉潔なる、徳性の發達により、責任ある地位に推獎されつゝあるのである。基督教主義學校は他の學校の如きよい設備を有しないが、卒業生の人格に於いては、決して遜色がない。

斯の如く價值のある機關を有しながら、日本の指導者が「危機迫れり」と叫ぶ此の時に、我が基督教會は、日本を見放すであらうか。

これら基督教諸學校は所謂「もう一箇の學校」ではない。彼等は、政府の統制をうけてよい。彼等は標準的課程を提案することも出来やう。多くは同じ様式の教育を施してもよい。併し委員の集め得たすべての證據によれば、最も緊要なる人格の點に於いて、彼等是他校に類をみない卒業生を出して居る。彼等の産出する卒業生の精神的人格の基礎によつて、基督教主義學校は其存在理由を是認せられるやうである。

#### 五、指導者養成機關としての基督教學校の存在理由

何れの國に於いても、基督教會の教勢は其指導者の人格に依存する事が大である。傳道史の比較研究をすれば此事は一目瞭然である。此事は傳道計畫を樹てた人々の心眼には必ずしも然く明瞭でなかつたやうである。併し乍ら、此考は、いやしくも傳道史の發達に通曉する人々に對しては、辯護論の必要はないのである。特に日本に於いて然り。日本に於いては、基督教運動の指導的立場は、完全に、宣教師より日本人へ移つて居るので、教會の將來が、日本人指導者の人格に依存してゐる事は、明白である。日本に於ける基督教運動の指導の權が、眞に何れに存するかを知らんとすれば、人は基督教聯盟又は基督教々育同盟會の會議に一度臨めばよい。

日本に於いて、基督教がかくも素晴らしい發展をした——比較的ではあるが——其の來たる理由は、基督教が當初より有力な人々の支持を受け、指導をうけたことである。教會は、今日でも猶誇らかに、札幌バンドと、熊本バンドを見よといふ、然り、この帝國の邊境の著名な人々より成る二箇のグループは、宣教師運動の發端當時、能く基督教の信仰を受容し、其傳道に熱心に献身したのである。彼等の感化は今猶全國教會に生きてゐる。この先達の驥尾に付して傳道した有能の士は常に絶えなかつた。今日では、基督教運動の指導權が有能の士に存しないと、不審をいだく者はない。而してこれ等有能の士は基督教主義學校から輩出したのである。青年牧師は缺乏してゐない。教會は收併し將來の指導權は如何？ 此こそ今日の緊要事である。青年牧師は缺乏してゐない。教會は收

容出来る丈け多くの牧師を養成してゐる。若干の青年牧師は有能の指導者たりうる囑望を負ふてゐる。併し彼等は、其の父兄が出逢つたよりも、遙かに教養の深い人々と「太刀打」しなければならぬ。基督教が昨日の進歩に比較しうる進歩を明日にも得んとするなら「そのかみの巨人たりし」人々よりも、優秀な指導者をもたねばならない。將來は有能な牧師に依存する如く、有力な平信徒に依存する。

かゝる指導者が時々官立學校より輩出する事は否定すべきでない。官立學校には常に有能の士がゐる。教會の最も有力な平信徒の若干は、官立學校並に帝國大學の教授である。併し全體として觀察すれば 官立學校の環境、雰圍氣及び其原理は、力強い基督教指導者を産出するにふさはしきものでないと概言出来る。政府はそれらの學校の道德的雰圍氣に深い考慮を拂つてゐる事は認めらるゝけれど、併し其精神と原理は物質的である。僅少の教授しか基督教でない。學生の大部分は今日の所、未信者である。従つて教會は、これ等の學校から、指導者級の人々を多く得られ得やうとは期待すべくもない。基督教指導者がこれ迄に生れ、現に生れつゝあるのは、これ等の學校からでない事はたしかに證明された。教會が倚つて立つ信仰の人々は基督教主義學校から出でつゝある。

教會は、教會の運命を決定すべき人々に對して、適當な教育を施すべき雰圍氣と環境とを支配し得る學校を經營しなければならぬ事を、總ての國が證明して居る。日本は、基督教的精神を既に

大いに吸収したとは言ひながら、宗教的には、非基督教が、今尙支配的である國である。かゝる國に於いて、教會が教會の學校を有する事の如何に緊要であるかは思ひ半に過ぎやう。大なる犠牲を拂つても、基督教主義學校の存在は理由があり、眞實必要である。かゝる體系なくしては、教會は教會の運命を左右する資格ある男女の輩出を望む事を得ない。學校は此種の必要によつても十分存在理由がある。

日本の如く教育が發達し、知的教養に高い評價が置かれてゐる國に於いては、基督教會は單に各種の學校を設立する許りでなく、更に成し得る限り高度の學校を樹つる様要求さるゝのである。委員が、現在の學校を有力にし、以つて一流のものとなし、大學院を含む綜合大學を有つまでにその體系を擴張し、基督教の將來を決定すべき位地の人々が、基督教の精神の充溢する學校で教育を受け得るに至らん事を、推奨してゐるのは、上記の理由の爲である。基督教主義學校の維持と發展はよし他の理由がなく、獨り指導者を養成する必要といふ根據だけでも、正當視されるものである。

#### 六、教育機關としての基督教主義學校の存在理由

基督教主義學校の存在理由に關する質問に對しては、もう一箇の質問が提出されねばならぬ。彼等は、教育といふ基礎に於いても存在理由があらうか、彼等の教育程度は繼續を是認するものであ

らうか。如何に彼等が、人格建設の機關として、優秀であらうともその教育方法が検討に堪えなければ學校としては正當の存在でない。

この點では、他の點と同様に確信を以て答へる事は容易でない。若干の學校の設備は、確に官立のそれと比較にはならない。若干の學校は、其を繼續するには、作り直す必要がある。實際一、二の學校は、再投資すべきか否かに就いての質問を招く程、貧弱である。他面に於いて、ある學校は優秀にして頗る近代的な、官立學校にも劣らぬ設備をもつてゐる。それらの學校に對しては此上の望は殆んどない。

教師の程度に就いては、官立學校のそれに比して幾分劣るといふ一般的印象がある。有能の人々は政府に採用せられるから當然の事であらう。官職に就くといふ事は名譽である。俸給は多いし、退職手当亦然りである。然しながら委員は基督教學校に於ける教師の程度が全體として官立學校に劣つて居ると即坐に承認するものでない。委員は多數の教師に面會し、彼等の活動を見た。明かに「良」<sup>グッド</sup>として區別され得ない若干の者があつたけれど、他面に「優秀」<sup>エクセレント</sup>の部に屬する若干の者があつた。大部分の校長及び學長は彼等の地位にふさはしい優れた人々であると見受けた。彼等の中には稀代の傑物も若干あつた。委員の判断し得た限りに於いては、これら基督教諸學校の教職員は、信賴するに足る教育を施す能力があると斷言したのである。

委員は、單に教育を基礎として判斷するならば、これらの學校は、「も一つの學校」と言はるゝに過ぎない程、官學に類似してをり、官公立學校の標準及び方法に盲目的に追隨して居り、教育的に彼等が爲すべき特別の貢獻、文部當局が歡迎するであらう夫をしてをらないと云ふ確信を繰返して、述べて置いた。委員は彼等が憶病を克服し、大膽に慣習を打破し、やがて必らず好反響があり、日本を教育的時代に導くであらうやうな實驗を帝國の爲に爲さん事を慫慂するものである。これらの諸學校が、もし彼ら自身の幻と確信との導く所に従ひさえすれば、彼等は空前の好機會に接するであらう。

委員は明かに此れ等諸學校の多くは擴張さるべく、されねばならないと信ずる。然し擴張は収入の増加によつて爲さるゝ、而して収入の増加は生徒數の増加によらずして、寄附金、補助金及び基金の増加によるべきである。資金の増加により、此れ等の諸學校は強大となり得る。而して委員は調査の結果、此等學校の關する限り、適度に擴張せらるれば、教育的機關としても必らず完全に存在理由を認められるであらうと斷言するものである。

それ故に、彼等は、教育事業としても存在理由を認められ、人格建設の上からも判然と其の價値を認められ、基督者精神と理想とをもつ人々を普ねく日本に送つた好結果の上からも、存在理由を認められるからして、委員はこれら基督教諸學校の位地の重大且切要なる事を躊躇なしに宣言する者である。

委員は、基督教主義學校がもつと増加し、少くとも各縣に一つづゝあつたなら、日本のため一層幸福であらうと信ずる。併し委員は量よりも質がより必要である事を確信するからして、日本の諸教會と協同ミッションとは、現在の基督教諸學校を強大ならしめる爲め其精力を集中し、以て此等の學校は存在の理由ありやといふ如き問題を何人の心からも一掃し去り、此等の學校こそ、日本を待望せらるゝ國家と爲すための一大至寶である事を、確信せしめるに至らん事を、推奨する者である。

## 第十章 推奨案

### 中等學校

その制度の將來の發達のため、委員は次の諸項を推奨す。

- (一) 現存の學校が十分充實せらるゝ迄は、其數を増加する事なく、専ら現存の學校を強め、充實せしむる爲に、力を注ぐべき事。
- (二) 現存する學校の基督教的效果は、近代的教育法の採用に依存すべきゆゑ、これ等の學校中

の1校を近代的教育法に基く實驗所として、建直しを行ひ、以つて基督教的人格品性の涵養に十分の機會を與ふべく、其は近代的教育法の根本原理の應用に依つて、更に效果的に達成せらるべき事と信ず。

(三) 近代的教育法は、政府の法規が許す範圍内に於いて、凡ての中等學校に適用せらるべき事。

### 一、教授法及び課程

(一) 教授法は創造力、判斷力、及び問題によつて物を考へる能力を發達せしむるやう改正され、かくて試験の爲に暗記する傾向を少くすべき事。

(二) ドルトン式教育法、プロジェクトメソッド構案教授法、活動的學校其他同様の教授法に十分なる注意を拂ひ、以て前項の目的の達成を計る事。

(三) 學課割當及び指導研究の近代的 방법에特殊の注意を拂ひ、以つて生徒が秩序ある態度で、新問題を検討し、與へられた課程を自得し得るやう訓練する事。

(四) 「學校時代は生活の準備期にあらず、生活其物」なるが故に、教室は成しうる限り、學校卒業後の生活に於いて直面すべき社會的關係及び環境に一致せしむる事。

(五) 科目評價と教授法とは、學習の法則及び生活に對する知識の適用といふ標準によつて判斷

せらるべき事。

### 二、職業上並に教育上の指導

(一) 具體的に、組織的に、職業上、教育上の相談が、基督教中學校の教育的プログラムに編入せらるべき事。

(二) 日本及び日米人の働くべき他國の職業的機會を研究する事。

(三) 閑暇を賢明に用ふる準備につき一層重點を置くべき事。

(四) 卒業生指導聯絡の制度が設けられ、學校は彼等と密接なる關係を保ち、其發展進歩のため奉仕すべき事。

### 三、協同生活の訓練

(一) 各學校とも、適當なる資格ある教師の指導の下に、一の協力政治の組織を設け、學生をして社會の一員としての責任を分擔する事により、公民義務を教へ、且指導能力を發達せしむべき事。

### 四、家庭の構成に對する指導

(一) 修身教育に於いては、男生にも女生にも適用せらるべき單一の標準を設定する事に注意する事。

(二) 生徒は、その參與し得る、又參與せねばならぬ、家庭内平生の仕事と、樂みと、責任とに對し、其盡すべき分を表はす諸種の構案を作るやう指導せらるべき事。

### 五、學校の大きさ

(一) 收容人員の数は、最高の効果を齎らすに適當した一定の數に限定せらるべき事。

### 六、教師

(一) 教師は、専任者も、囑託等も、成しうる限り基督者たるべき事。

### 七、事業のプログラム

(一) 學科課程は、生徒の能力及び其要求に應じて變化すべき事。

## 専門學校

### (一) 専門學校の數

日本に於ける基督教の將來の感化上、最も効果あるものは、教育の量に非ずして、其質なるを以つて、日本の基督教指導者等は、現存する八個の専門學校を鞏固なるものとなし、國內有數の完備した、有力のものとならしむるやう、努力を集中すべき事。

### (二) 教育範圍の擴大

現在の専門學校は、經濟的理由により、甚だ狭い範圍に限られて居る。即ち各専門學校は、皆商科を設け、七校は文科を置いて居るが、其他の學部を置くものは極めて少い。此事態は、各専門學校の代表者等が協同して深く研究し、適當な方針の下に、各方面をもつと廣く包括し、各校に分擔するやう協定せらるべく、特に生物學、物理學、社會科學、並に教育學等の備へは殆んど皆無である。よつて成し得る限り速に其發展を計るやう、注意を拂はるべき事。

### (三) 教育の方法

・現今の講義法を改めて、讀書に對し、實驗室に於ける實驗に對し、又一定の構案に關する工夫に

對し、今一層機會を與へ、以つて人格、個性、及び品性の發達に努めらるべき事。

#### (四) 指導能力の訓練

現在、各校の教育設備は、生徒が遠からずして進出すべき實生活との關係に於いて猶不十分であると思はれる、教育は一層實際生活に近きものとせらるべく、又政府の許す範圍内の最大の自由を用ひて、専ら人格の鞏固な、自主獨立の思想に富み、人生問題に關し高尚な理解のある、日本將來の指導者を訓練する方向に振張の方法を講ぜらるべき事。

#### (五) 課外の活動

生徒自身による課外の活動を開發せらるゝ事、但し學校當局は、其教育的過程を一層有效ならしめんが爲め、之を支配することなく、それを奨励し援護する方針を取らるべき事。

#### (六) 基督教的プログラム

各専門學校はもとゞ、基督教的理想と精神とを全帝國に潤流せしむる目的を以つて基督教會により設立せられ、且維持せられ居るものなるが故に、生徒の生活振り及び其の思想を涵養するに、

一層權威のある、效果的な基督教的プログラムが採用せらるべき事、何となれば、これ等の諸學校は、その教育が如何に有效であるかといふよりも、有力な基督教界の指導者を如何に養成するかによつて其價値を判断せらるゝからである。

#### (七) 實驗的専門學校

政府の稍々窮屈な法規の下に於いては、最高型の基督教専門學校を發達せしむる自由を得る事は望み難きを以つて、その十分な自由をうるため、其れ等の法規に拘束されない一専門學校が必要である。

此事業は、其の卒業生の價値の認識さるゝまでの間、外部からの多くの財政的援助を要するけれど、吾等は、かゝる新型の學校經營を可能ならしむる資金の與へられん事を希望する。

#### (八) 教師の養成

これ等諸學校の卒業生の多くは、中等學校の教師となるものと思はるゝ故、かゝる教師を養成する各學校は、學生をして、夫々専門の學術に準備を得せしむるのみならず、同時に教育學そのものを十分に會得するやう注意せらるべきである。

## (九) 教師の講習會

教授上の現在の標準を先進せしむる方法としては、現職にある教師等の爲め、次々と講習會を開始せらるゝ事、内國又は外國にて、教育法を特に研究し、實地の經驗を積んだ専門家が、かゝる講習會の指導者として招聘せらるゝこと、かゝる講習會は、夫々の學校單獨の催しとして、又は一方の諸學校の聯合によつて開設せらるべきである。

## 女子教育に就いて

女子の基督教的教育に対する評價は、基督教主義教育は、教育上並に宗教上の二つの標準に依つて判断せらるべきであるといふ原則に基くのである。低い程度の教育機關は、其の價値を、只其の宗教的プログラムの基礎に於いてのみ評價せらるゝ事は出来ない。同時に又宗教的感化を缺ける教育機關は、それが優秀なる學問的標準の基礎に立つて居ると云ふこと丈では是認さるゝことも出来ない。

女子教育に対する興味の著しく増進したること、高等女學校の急速なる發達、並に公私立とも、女子に対する高等教育の促進されつゝある事實に徴して、我等は、女子に対する基督教教育は、男

子に對する基督教學校の直面しつゝあると同様な危機に接近しつゝあることを信ずる。故に我等は、基督教女子教育の全面にわたつて十分の検討を遂げ、その聲價を維持し、その特種の貢獻を確實ならしむる將來の計畫の確立さるべきである事を勧告する。

## 高等女學校

委員は次の如き諸項を推奨する。

## 一、範

## 圖

- (一) 日本に於ける官公立教育の著しい進歩に徴して、これ以上基督教會にて高等女學校を増設すべきでなく、其指導原理は現存する諸校の質を改善することではなければならぬ。
- (二) 學校は教育的基礎によつて判断さるゝもの故、各學校はその現在の立場を精細に評價して、或る所には新しい運動場、校舎及び設備を加へ、その標準を高めることをはからねばならぬ。
- (三) 凡そかゝる新しい計畫は之を促進する以前に、各學校の現狀を十分に調査し、其の繼續を必要とする理由を決定しなければならぬ。何となれば、かゝる調査により、或る學校を閉鎖し、そしてその費用を何れへかへ配分するやう決定する場合も生じ得るからである。



## 二、調 整

- (一) 高等女學校の調整統一の問題に關しては、特別の考慮が拂はれねばならぬ。例へば仙臺及び横濱に於るが如き。
- (二) 調整の不可能なる場合に於いては、各學校は、各々異なつた種類の特徴を有するに つとめ、以つて基督教々育の全プログラムを強むべきである。

## 三、方 法

- (一) 教授法は、過去の成功にたぐふべき特殊なる貢獻をなし得るやう、近代的教育法に従つて活氣あるものとされなければならぬ。
- (二) 政府の法規のもとに於いて、此等の改正が、どの程度まで可能なるかは、充分研究されなければならぬ。そして許さるべき最大の自由が利用さるべきである。
- (三) 政府の法規に従ふ學校に於いて、かくの如く教授法を改むる外に、政府の教育制度より離れて、近代的教育法の實驗が試みられなければならぬ。
- (四) かゝる冒險の第一の困難は財政的不安なる故、最初暫くの間は相當の補助金を得る必要が

認められなければならぬ。

## 四、課 程

- (一) 或種の改善が二つの要求に應ずる爲め望ましく思はれる。第一は上級學校に入學せんとする二割五分或はそれ以下の學生の爲め、第二は高等女學校或は短い補習科に於いて其の教育を終る所の七割五分の學生の爲め。
- (二) 學課々程の多過ぎる事、及びプログラムの變化の必要と、その可能性に就いて研究されなければならぬ。
- (三) 次の案が考慮さるべき事、第三年或は四年の終りに於いて、學課を二つに分ける事、即ち最初の三年は基本的學課を教へることとし、四年及び五年を二部に分ち、その一部は、上級學校に對する準備として、高等なる學的標準に準據し、他の一部は、もつと實際的の、家政に關する一定の準備をなさしむる事。
- (四) 若し此の改革案が採用されるなら、學問を主とする部に於いては、英語にもつと力を注ぐべきである。
- (五) 日本語及び日本文學に對する鑑賞力も亦等閑にされてはならぬ。

- (六) 女學校の教育標準及び教科書は、男子學校と同等になるやう程度を上げなければならない。そして、女子が高等なる男女共學の學校に入る資格を具備せしめねばならない。
- (七) 一般の健康教育に對して一層力を注がねばならぬ。それには性教育に關し、注意深く組織されたプログラム、及び婦人の指導教師のもとに、形式的の體操でない、娛樂的のものが含めらるべきである。
- (八) 家族生活及び社會生活の過渡期である日本現在の危機に際して、學生に針路を誤らしめぬ様、匡正的援助を與ふべく、適當な對人的指導が始められなければならない。
- (九) かゝる對人的指導の仕事は、各生徒の健康、智的能力、上達能力、個人的傾向及び家庭の背景等の如き諸種の事項を綜合した調査計畫を含むべきである。

### 五、宗教々育

- (一) 最後の分析に於ける基督教々育の存在理由は、學校の與ふる力強い基督教感的化に依存するものである故、宗教々育のプログラムを發達せしめ、基督教機關としての女學校の有効性を増進することを努めねばならぬ。それには、宗教々育のプログラムたる聖書の教授を、女子の實生活と社會の環境に適合せしむるやう改善すべきである。

- (二) 今一層充分に人格發展の主たる目的を達する爲め、教職員の支配に由らず、其の誘導のもとに、協同の政治的仕組が、外の活動として生徒自身の發動により、その自己表現の一端として、發達する様強調されなければならない。
- (三) それらの人格發達の活動は、宗教々育のプログラムの本質の一つと認められなければならない。
- (四) 全體のプログラムは特に近代の宗教々育法に通曉する教師の指導のもとに行はなければならない。

### 六、教育上の指導

- (一) 各學校に於いては、個人的教育指導の具體案が發展されなければならない。

### 七、家庭との連絡

- (一) 女子の基督教學校が、もつと有効に教會及び社會に貢獻するには、學校は、その家庭に於ける生徒と、密接な接觸を保たねばならない。
- (二) 此の目的を達する爲、各學校は家庭を訪問し、父兄會を組織し、其の連絡の爲め、爲し得

べき凡ての事を擔當する、立派な、人格の教養ある基督者の教師を有たねばならぬ。

## 高等科

### 一、範 圍

- (一) 高等女學校では、各校とも高等科を發達せしめんとする傾向が著しい故、高等科擴張の問題は、特に注意が拂はるべきである。
- (二) その完全なる高等科の数は、當分の内、九州、關東、東北及び北海道に各一校づゝ、及び關西地方に二校、都合六校に制限さるべきである。
- (三) それ故、その發達に關しては、ある地方に於ける統一の問題が先づ考慮されなければならぬ。

### 二、タ イ プ

- (一) 高等科は専門學校に對する準備の爲めの堅實なる課程を設くべきである。
- (二) 高等科には又音楽、家政及び英語に於ける特殊の課程を設けて、それらの科目に對する教

師の養成をなすべきである。

- (三) 英語教師の供給は、現在既に超過して居ること故、かゝる課目の数は制限し、その質を向上せしめなければならぬ。

## 高等女學校補習科又は專攻科

### 一、範 圍

- (一) 前述の六個の高等科に加へて、短期間の高等女學校補習科が地方的の必要に應じて各地方に發達せしめらるべきである。
- (二) これらの高等女學校補習科は、相當の資金が、相當の標準による女學校の發達を妨ぐることなしに得られるのでなければ促進さるべきではない。
- (三) 同じ地區に於ける學校は、同様の高等科を併置すべきでなく、各學校は、それ／＼特殊の方面に貢獻するやう協定されなければならない。

### 二、タ イ プ

- (一) これらの高等女學校補習科は、家政科及び家庭建設に關する學課を設け、單に料理裁縫のみならず、育兒、家庭の衛生及び家計、家庭と社會との關係等に重きを置くべきである。
- (二) 或る地方の高等女學校補習科に於いては、農村生活に對する準備の學課を備ふべきである。
- (三) これらの高等女學校補習科は、閑暇の利用を教ふる教育に重きを置くべきである。
- (四) これらの高等女學校補習科は、婦人に對する職業を研究し、それに伴ふ職業教育のプログラムを含むべきである。かゝる研究は、婦人の經濟的獨立のため、教育の必要とその機會が益々増加されつゝあるから特に必要とするのである。
- (五) これらの課程の發達には、その内容と方法とが實際の要求に適合する様、充分の餘地が與へられなければならない。

### 専門學校

委員は次の如き諸項を推奨する。

#### 一、必要及び範圍

- (一) 吾人は、女子専門教育が特殊の貢獻を爲す機會の多いことを認め、而してそれは猶開拓す

べき域にある故、基督教各派はその聯合を鞏固にし、それらの促進のため、益々努力されん事を推奨するものである。

(二) 基督教女子専門學校の現在の校數は現在の必要に對して充分と看做す。されど現存の學校は充分なる財政的基礎の上に鞏固にせられねばならぬ。

(三) 基督教大學設置の提案は、女子高等教育に、男女同等の權利を認め、女子高等教育に價值づくるもの故、賛成さるべきである。

#### 二、社會事業科

(一) 社會事業科は、基督教社會事業家の需要が増加しつゝある今日、女子専門學校中の一校に設置されねばならない、之は女子専門學校に新たなる特殊の領域を提供するものである。

#### 三、女子専門學校卒業生に對する海外留學獎學金

(一) 基督教の訓練ある女子指導者の大いなる必要がある、その種の指導者が拂底して居る。それ故、獎學金を設け、海外に留學せしむること、それは特に宗教々育、社會事業及び行政的地位に對して婦人を訓練する近代教育の方面を專攻せしむべきである。

#### 四、高等科及び専門學校に於ける宗教々育

- (一) 基督教女子専門學校は、學生の間に、もつと生き／＼した意味の宗教を與ふる事をつとめねばならぬ。
- (二) 更に、社會狀態の轉換期に際し、學生の困難を匡救するため、特別な指導を與ふべきである。
- (三) 基督教の社會的關係が更に充分に表明され、討論の自由が促進されねばならぬ。
- (四) 學生をして、人間の根本的要求及び經驗に直接せしめ、それらの解決に盡力せしむべく、諸種の社會的考案が開展せらるべきである。
- (五) 家庭生活に、或は職業生活に、或は教會に、或は國家公共の問題に、又或は國際關係の問題に婦人として有効な貢獻を爲し得るやう、その準備教育に力を入れるべきである。

#### 五、卒業生との接觸

- (一) 各専門學校は、學生の在學中に扶植された、基督教的教養の結果が、個人的生活に於いて保存され、更に有効に家庭内に、又社會生活に展開さるゝため、卒業生との接觸を保つべく専任の

職員を置かねばならぬ。

- (二) 卒業生を、教育擴張のための平細胞たらしむべく、その機會を検討し、此計畫を促進すべきである。

#### 六、非基督教的學校に在る女學生との接觸

- (一) 官立學校及び非基督教的私立學校の女學生激増し、その中には、高度の指導能力を有する信者未信者の學生がある、基督教代表者は、特種なる寄宿舎を通し——若し、必要なら——或は學生クラブを通し、又は基督教々師との個人的接觸を通して、これらの學生に連契することを求めねばならぬ。

#### 七、農村教育

- (一) 農村問題及び農村地方に奉仕するため、専門學校に於ける基督教指導者の教育に、又幼稚園のため、或は宗教運動者の特別の訓練のため、力を入れるべきである。

#### 八、成人教育

(一) 婦人の成人教育の可能性及び必要を、現存せる學校の擴張事業の一部として、又、教育的奉仕の更に獨立した一方面として、注意深く研究せねばならぬ。

### 九、幼稚園と保姆の養成

- (一) 幼稚園保姆が、家庭と緊密なる有効の接觸を保ち、それが基督教的感化を豊に社會に及ぼしつゝある可能性に鑑み、教會と關係ある幼稚園の設立は更に奨励されるべきである。
- (二) 幼稚園の教師養成のことは、宗教々師養成の必須なる要部に含めらるべきである。
- (三) 保姆養成所の數と、或る地域に於ける現存養成所の統一が可能なるや否や、研究されねばならぬ。

## 十、職員

### (一) 日本人職員

(一) 日本婦人を校長にすゝめることは、此の位地に適した優れた婦人の見出される限り、速に實行しなければならぬ。

### (二) 外人職員

- (一) 特殊な教育を受け教育に經驗ある外人教師を女學校に採用する事は強調されるべきである。何となれば一般的教養の宣教師に對する要求は、學校に於いては急速に過ぎつゝあると信ずるからである。
- (二) 外人教師を女子専門學校に補充するに際しては、補習科教育の價值が認められなければならぬ。
- (三) 基督教的人格ある教師を補充するの必要は、ますます強調されねばならぬ。

### 十一、宗教事業に働く婦人の養成

- (一) 婦人の宗教々師として、二種類の婦人を養成する必要がある。第一は、家庭的及び社會的宗教事業に對する婦人の養成。第二は宗教々育に適する婦人の養成、それは、主として一般學校と日曜學校との宗教々育に従事する者である。
- (二) 家庭及び社會に對する宗教々師の養成は、社會狀態の理解と兒童保育上の訓練とを含み、保姆養成所との連絡が保たるべきである。

- (三) 宗教々育に従事する人の教育が、男子神學校の中に設けられねばならぬ。
- (四) それ故に、宗教事業家たる婦人の養成に關する現在のプログラムは改訂されねばならぬ。

### 神學教育に就いて

#### 一、神學教育の目的

委員は次の諸項を推奨する。

各神學校はその目的の聲明を次の如く改訂すること、その一は「科學がその省察を深くし且明瞭にし、信仰を確認し、宗教の味方となつた」と、科學を解釋する企劃を含むこと。その二は、教役者に豫言者的精神を保持せしむべき企を爲すこと、斯くて現代の困難極まる社會上經濟上の問題を解決するため意義ある貢獻を爲すべきである。

#### 二、合同神學校

- (一) 二つの合同神學校の設立さる事。
- (二) 一は關東地方に設立され、同地域及び東北地方に在る神學校により構成さるゝこと。

- (三) 他は關西地方に設立され、同地域内及び九州地方に在る神學校より構成さるること。
- (四) その名稱、組織及び必要なる法規の改正等は、日本基督教聯盟及び基督教教育同盟會により設けらるゝ委員によりて作成せらるゝこと、各學校の代表者は職務上その委員となること。
- (五) 學生をして、その所屬教派の歴史、教會傳道上の機能、神學教育及び特徴等に關する教育を受け得しむる様、それらの適當なる施設を保障せらるゝこと。
- (六) 兩神學校は同程度のものとし、聯絡を保ち、學生は、孰れの神學校にても課程を學び得、且つ相當級への轉學を爲し得るやう規定せらるゝこと。
- (七) 基督教聯立大學が設立せられし場合には、これ等の神學校はその構成の單位となり、大學は、二校の卒業生に對し、相當の學位を授與するやうにせらるゝこと。

#### 三、課程及び教授法の改正

- (一) 現在各學校の部長等にて委員會を組織し、現行の神學課程を改正し、模範的課程を準備し、各學校の教授會に提出すること。
- (二) 從來餘りにも重きを置かれ過ぎたる、語學、聖書神學及び組織神學等の時間を短縮すべく、前項の改正課程に於いては注意せらるゝこと。

- (三) 尙、改正課程に於いては、宗教々育學、社會事業、農村生活、比較宗教學、禮拜、教會政治、說教學、殊に說教實習等を加重すべく注意せらるゝこと。
- (四) 豫科の課程改正には、學生をして物理學、生物學、社會科學及び美學に關する總論的教養の基礎を得しむることとし、その専門的研究課程は本科に置かるゝこと。
- (五) 現在の教授法を改め、學生が唯受動的になる講義法の量を少くし、研究室、實驗室、圖書館及び實地作業等の量を増加し、學生をして活潑なる關與者とならしめ、以つて教會傳道の成功に必要な性質、即ち協力の精神、思慮、發案力を開發し、以つて問題の批判力、科學的方法をも了得せしむる等の機會を與へらるゝこと。
- (六) 圖書を増蓄し、「宗教的並に教育的、社會的、產業的プログラムの最も新らしくして且つ正確なる、現代の必要に應ずる基礎的智識の寶庫」たらしむるを期すること。

#### 四、神學教授の養成

- (一) 現任の神學教授をして、現代の教授法の原理及び實際に通曉せしむべく、講習を設けらるゝこと。
- (二) 東京の神學校に於いては、次の目的を達するため卒業生の研究科が設けらるべきこと。

- (イ) 日本に於ける基督教運動の發展に必要な調査の便宜を圖るため。
- (ロ) 優秀なる知的能力を有する卒業生にして、教會事業に従事せんとする者に研究の便宜を得せしむるため。
- (ハ) 將來の神學教授を養成するため。
- (ニ) 有望の神學教授は、更に海外に留學せしめ、その場合は、その専門の學科を研究するのみならず、相當の時間を教育學の研究に充てしめ、以つて今後の神學教授の候補者に近代教育學の背景を領得せしむるやうせらるゝこと。

#### 五、學生生活

- (一) 神學生に對し授業料を免除し及び奨學金を賦與する方策は、重要な問題である。慎重に研究せらるゝこと。
- (二) 學生の社會的及び靈的生活の發達のためには適當の施設を備へらるゝこと。

#### 六、校外傳道

神學校の校外擴張運動を行ひ、それに依つて、卒業生に對し、進んで一般社會に對し、基督教思



想及び生活の進歩を促し、且つそれに依つて教授及び神學生等が、宗教教育及び傳道方面に、貢獻し得るやう企てらるゝこと。

### 大學に對して

委員は次の如き諸項を推奨する。

#### 一、基督教大學は必要である

日本の基督教運動を促進し、基督教の精神及び理想を全國に普及浸透せしめんとする事業は、基督教の教育計畫に、以下に記載するやうな最高級の大學を建設することによつて成就さるゝのである。

#### 二、現在の基礎による建設

二箇の既にできた基督教大學、及び、大學たらんことを求めつゝある他の専門學校等の近狀に鑑み、吾等委員は、新大學が既成の基礎の上に建設されんことを推奨するものである。

### 三、聯立の大學

(一) 最も實現性のある、また望ましい案は、現在の二大學及び男女の専門學校がその構成要素となつて聯立大學を建設することである。

(二) 此の案は、構成者たる各學校の不必要な各部の重複を避け得るのみならず、尙科學、醫學、教育學等の如き、要求の切なる新學部の増設を可能ならしむるものである。

#### 四、提案する諸計畫案

此の聯立大學は、略々次の如き基礎に於いて組織せらるべきである。

(一) 日本基督教大學なる社團法人を設くること。

(二) こゝに大學評議員會を置く、評議員は各構成學校の代表者と、有能なる男女指導者により成り、少くとも全員の三分の二は基督信徒たること。

(三) 評議員會は、その大學總長が統制すること。

(四) 評議員會は、該大學に寄附せられる總ての財産及び基本金を管理し、その構成諸校及び大學自身の發達のため、その利益收入を配分すること。

(五) 評議員會は、その構成諸校の何所の卒業者に對しても、總て學位を授與すること。但しその證書には、孰れの學校にて學業を履修したかを明記すること。

(六) 評議員會は、本大學に加入せしむる各學校の認可標準につき規定する所あること。その標準は各學校にて保全すべく、大學の學位授與に關する檢定を爲すこと。

(七) 評議員會は、各學校に設定さるべく各學部及び教授會を評定し、その維持管理に對する標準及び條規を確認すること。

(八) 各學校には、聯立大學との協議により決定せらるべき事項の外は、全く自治たるべきこと。

### 五、その基督教的資質

聯立大學は、その精神に於いても、行動に於いても、常に確實に基督教的であらねばならぬ。このためには、構成者たる各學校の教授の大多數は、基督者たるを要する。本大學の發達は、優秀なる、教養の豊かな、基督者教授を得る事によつてのみ可能である。

### 六、第一歩

此の大學の發達に對する第一歩は、先づ評議員會の組織と、上述のプログラムの作成に在る。つ

いて、日本内地及び海外の友人等より基本金を募集することである。

### 官公立學校の學生に對する運動

委員は次の如く推奨する。

日本の基督教會、これと協力しつゝあるミッション團體、及び基督教の學生運動團體等は官私立大學の多數の學生に近接する具體的計畫を立て、財界の好轉次第、各種の寮、寄宿舎、學生運動者、或は學生主事、その他、適當の運動者等の盡力により、日本の未來の指導者たる、此れ等選ばれたる青年の多數を、基督教に歸向せしむる方法を運らすべきである。

### 方法手段に就いて

委員は次の諸項を推奨する。

我等は此の共同の調査研究を終るに方り、日本基督教々育の進歩改善に關し、共同の委員が全員一致を以つて可決したる本プログラムの、能く實現せらるゝに至らん事を熱望して已まざる者である。

現存する教育機關の整理統合によつて、財政上の節約を得べきであるけれど、それと同時に、我

等の提案せる殆んど總ての改善案は、……それが教授法、學校の大きさ、教授の資質、學生の素質、校外の擴張運動、科程の擴充、又は教育の社會的適應等の孰れでも、並に女子専門學校又は專攻科の擴張、基督教大學の設立、又は基督教文學を促進する事の如き、その創設費のためにも、維持費のためにも、財政的増加を必要とするものである。此の事なしには我等の提案は皆實現を期せられない。それ故、吾等は日本基督教々育のため永續的の國際委員會の設置せられんことを提議するのである。該委員會には次の各項が附記さるべきである。

(一) 我等の、この推獎決議案の内容に従ひ、之に要する財政上の具體案を作成すること。

(二) 内外の基督教團體に對し、多大の財政的援助を與へられんことを訴へ、以つて本推獎案の實現に努むること。

(三) 日本基督教々育の將來に關し、益々効果的なプログラムを支持し獎勵する總ゆる努力を爲すこと。

附記 外國よりの現在の補助金は、現在の學校を現状の程度に維持するさへも、餘りにも、不十分である。若しこれを削減するが如き事あらば教育事業の性能上、直にその有効性を殺ぐに至るであらうと我等は斷定するものである。

最後に我等は次の如く決議した。

此の國際委員として日本側より選ばるべき者は、日本基督教聯盟及び基督教々育同盟會より選出され、米國及

び加奈陀よりの委員は、諮問機關委員會又は國際基督教聯盟により選出され、大英國及び愛蘭よりの委員は大英國及び愛蘭の宣教協議會より選出せらるべく、日本よりの委員は五名、合衆國及び加奈陀の委員は五名、大英國及び愛蘭よりの委員は二名とし、他に協力委員を推舉する權能を認むる事。

## 日々の勤め

エドウィン・マーカム

人皆に、日あり、日に勤めあり、

一度、そして只一度、正路を一路歩むのみ。

かりそめに、神のみ前に記さるる

勤め怠らば、呪ひあれ。

働く人へののみ、仕事あり、

たじろかば、聖樂の調和破れん。

青空に笑ひ、太陽の下に安らはん、

然はあれ、勤め終る迄は去らじ。

人皆に、壁に彫る大理石あり、  
 そは、萬象の美を増す爲にあり、  
 汝の魂のみ、石を美化する魔力あり、  
 汝の手のみ、そを場所に置くわざをもつ。

人皆に勤めあり、他者は爲し得ず。  
 使者は待つ、劫初より汝を待つ、  
 今汝現はる、——

人々は、日毎くの汝の勤めを  
 黙々と凝視してせり。

「聖詩貝より」

### The Day And The Work

To each man is given a day and his work for the day;  
 And once, and no more, he is given to travel this way.  
 And woe if he flies from the task whatever the odds;  
 For the task is appointed to him on the scroll of the gods.

There is waiting a work where only his hands can avail;  
 And so, if he falters, a chord in the music will fail.  
 He may laugh to the sky, he may lie for an hour in the sun;  
 But he dare not go hence till the labor appointed is done.

To each man is given a marble to carve for the wall;  
 A stone that is needed to heighten the beauty of all;  
 And only his soul has the magic to give it a grace;  
 And only his hands the cunning to put it in place.

Yes, the task that is given to each man, no other can do;  
 So the errand is waiting; it has waited through ages for you.  
 And now you appear; and the hushed ones are turning their gaze  
 To see what you do with your chance in the chamber of days.

EDWIN MARKHAM

In "The Nautilus."

原書には、この外に附録として教育質問書の回答、基督教主義學校統計表等が掲載されてゐるが、これ等は既に翻譯し、別冊として加盟學校に配付してあり、且つ出版費の點をも考慮して、本書には、これ等を割愛する事とせり。(譯者)

Printed in Japan

昭和七年七月三十日印刷  
昭和七年八月一日發行

【定價 金壹圓貳拾錢】

編輯兼  
發行人  
代表  
田川大吉郎

印刷者  
東京市京橋區淺田町三丁目二番地  
木藤彦三郎

印刷所  
東京市京橋區淺田町三丁目二番地  
三豐社印刷所

東京市神田區錦町一丁目十三番地

日本基督教聯盟  
基督教々育同盟會

東京市京橋區銀座四丁目二番地  
教文館

振替東京一一三五七番

發售所  
發行所

不許  
複製

285  
38

終